

午前10時5分 開会

副議長（市道浩高君） ただいまから平成15年第3回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 巴里英一君、1番 井原正太郎君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日11月28日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日11月28日1日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成15年第3回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のために御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今臨時会には、一般職の職員の給与に関する条例並びに特別職の職員の給与に関する条例、及び泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、理事者提案3件の議案の御審議をお願いを申し上げます。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

副議長（市道浩高君） この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員

会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第3号 泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。中谷助役。助役（中谷 弘君） おはようございます。まず、議案書の御説明に入ります前に、今回の議案書の中で2カ所誤りがございましたので、おわびを申し上げますとともに、恐れ入りますけれども、御配付させていただいております正誤表に基づきまして訂正方をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま上程をされました議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第3号、泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明を申し上げます。

議案書の1ページ目をお開き願います。議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成15年11月1日に施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じて扶養手当の額、一般職の職員の給料表及び期末手当に係る支給月数を改定するものであります。議案書3ページから8ページの説明をいたします。

3ページでございますが、配偶者に係る扶養手当につきましては、月額1万4,000円を月額1

万3,500円に引き下げ、4ページの給料表につきましては平均1.11%の引き下げ率の改定を行い、期末手当につきましては年間支給月数を0.25カ月引き下げることにより、期末勤勉手当の支給月数を現行の年間4.65カ月を4.4カ月に改定するものであります。

期末手当の改定は、15年度につきましては6月期に支給する期末手当は既に支給済みであることから、12月期に支給する期末手当1.7カ月を0.25カ月引き下げ1.45カ月とし、勤勉手当0.7カ月と合わせて、現行の2.4カ月を2.15カ月とする内容であります。

平成16年度以降につきましては、期末手当の0.25カ月の引き下げ分を6月期と12月期の期末手当に再配分することとし、6月期に支給する期末手当については現行の1.55カ月を0.15カ月引き下げ1.4カ月とし、勤勉手当の0.7カ月と合わせて現行の2.25カ月を2.1カ月とし、12月に支給する期末手当については現行の1.7カ月を0.1カ月引き下げ1.6カ月とし、勤勉手当の0.7カ月と合わせて2.3カ月とする内容であります。以上が一般職の職員の関係の改正でございます。

次に、議案書9ページをお開き願います。

議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございますが、特別職の職員については一般職に準じて改正を行うことから提案するものでございます。

議案書11ページについて説明をいたします。改正内容につきましては、期末手当の支給月数を現行の年間4.6カ月から0.25カ月引き下げ4.35カ月とするものであります。平成15年度については6月期に支給する期末手当は既に支給済みであるため、12月期に支給する期末手当2.4カ月を0.25カ月引き下げ、2.15カ月とする内容であります。

16年度以降については、期末手当の0.25カ月の引き下げ分を6月期と12月の期末手当に再配分することとし、6月期に支給する期末手当については現行の2.2カ月から0.15カ月引き下げ2.05カ月とし、12月期に支給する期末手当については、現行の2.4カ月から0.1カ月引き下げ2.3カ月とし、合わせて年間4.35カ月とする内

容であります。以上が特別職の関係の改正の説明でございます。

次に、議案書13ページをお開き願います。議案第3号、泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございますが、市議会議員につきましても一般職に準じて改正を行うことから提案するものであります。

議案書15ページについて説明をさせていただきます。改正内容につきましては、期末手当の支給月数を現行の年間4.65カ月から0.25カ月引き下げ、年間4.4カ月とする内容でございます。平成15年度については、6月期に支給する期末手当は既に支給済みであるため、12月期に支給する期末手当2.4カ月を0.25カ月引き下げ、2.15カ月とする内容でございます。

平成16年度以降については、期末手当の0.25カ月の引き下げ分を6月期と12月期に再配分することとし、6月期に支給する期末手当については、現行の2.25カ月から0.15カ月引き下げ2.1カ月とし、12月期に支給する期末手当については、現行の2.4カ月から0.1カ月引き下げ2.3カ月とすることにより、現行の年間4.65カ月を4.4カ月とする内容でございます。以上が市議会議員の関係の改正についての内容でございます。

以上、簡単ではございますが、改正内容の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 久々に理事者にお伺いしたいと思います。一般職員の給与の問題なんですけど、職員組合との間にはどのような形で話し合いがあったのか、その経過と妥結の結果をお教えいただきたいと思っております。

もう一つは、人勤制度で、今回はこの資料にありますけど、この結果、1年間で12万円ほど職員の皆さんは削減されるんですけど、泉南市はそれと別口に財政再建計画ということで、平成13年から平成18年までですかね、再建計画の中で職員の皆さんの、そこにも給与の削減とかいろいろ

削減が盛り込まれておるんですけど、この財政再建計画における金額、それは大体総額どの程度になるのか、その点をお教えいただきたいと思ます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず、一番最初の今回の人事院勧告制度に基づきまして、今回提案されている分について職員組合とどのような経過というんですか、あったかという御質問でございます。

この職員組合との交渉経過につきましては、去る11月20日が1つの大きな山場ということがありまして、その中で今回、平成15年度の人勤についてはどういう扱いをするかということを経験してまいりました。その中でやはり今回、ことしの平成15年度から12カ月給与の定昇延伸をお願いしているということ、それから1%カットされてるという内容等もございまして、この分のことしの人勤についてどういうふうに扱うのかというところ辺が一番大きな問題になってまいりました。

そして、その中で今回提案さしていただけてますように、国の方は4月からさかのぼって減額調整ということと、それとボーナスの0.25カ月分、この辺が一番大きな話題となったわけでございませけれども、この4月からの減額調整につきましては、そういった経過もある中でこの分については、今回提案さしていただけておりますように12月からの実施とするという形で双方合意を得たというところでございます。

それと、ボーナスにつきましては、これは国どおり0.25カ月分、これは12月分で調整をするという形で双方合意に至りまして、そして今回の改定の条例を提案さしていただいたというところでございます。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 今回の給与の、特にボーナスの削減とかそういう問題については、日本の公務員制度では戦後、1948年以来の人事院勧告は引き下げになると、そういうことで本来、公務員労働者には民間労働者に保障されておるような団結権、団体交渉権、それから争議権というものがないと、そういう中で人事院が給与の勧告を

して引き上げてきたと。今回、戦後2番目のいわゆる賃金を引き下げるといふ、こういう勧告をされたということは、私は非常に問題があると思ます。

そうであるなら、民間労働者のように公務員労働者は意見を言うて、ストライキ権、争議権を行使してこういう交渉が本来認められるはずなのに、引き下げられても文句も言えないと、こういう結果になると。今後の、来年以降もこういう景気の、民間と比較されてどうかというんですけど、民間は確かに賃金は下がりつつあるけど、団結権とか交渉権とか争議権を保障されております。

そういう点で、労働組合はILOに対して、日本政府に対しても団結権の保障をすべきだということを経験し、ILOはそのことに対して、政府にいわゆる交渉、協議のことを非常に求めているんですけど、日本政府はそれに対して十分機能しておると、人事院は十分機能しておると、そういう回答になっておるんですけどね。

私はそういう点において、今回の勧告が引き下げになってきた時代において人事院制度は揺らいでおると、やはり公務員労働者のために動いてないと、こういう気がするんですけど、その点については、国の問題であるんですけどね、理事者の方はどう考えておるのか、ひとつお伺いしたい。

それから、もう1つは、先ほどの組合との交渉の中で、財政再建の中で既にうちは0.1%とか、それから12カ月延伸とか、そういうことで既に市の職員の皆さんに財政が赤字であるから協力しなさいと、そういうことで先に年間幾らという額を言わなかったんですけど、幾らかそれをちょっと答えてほしいんですけどね。

今度12万円削減されるんですけど、さらにそれにプラス幾ら市の職員の皆さんは協力しとると。そういう点でやはり一定配慮が必要じゃないかと。私は何も赤字になったのは市の皆さんの責任ではないだろうと思ますので、国のやつもやる、そして市の赤字再建団体も市の職員の皆さんにやるというのでは、ちょっと配慮が足りないんじゃないかと思うんですけど、その点はどういうふうに考えておられるのか。

3点目は、平成12年からやっておるんで、そ

の前にも既に平成9年から泉南市は職員の皆さんに、例えば部長級だったら20%カットとかいろいろなことをやられてますわね。そうすると、もう既にこし1年間で12万ですけど、平成9年から今度の財政再建計画まで入れると、一体どの程度賃金の目減りがしとるのか、それもちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 津野行財政改革推進室長。
財務部参与兼行財政改革推進室長（津野和也君）

御質問のうち、平成9年から以降の職員に御協力いただいた人件費関係でございますが、9年度から平成15年、これは見込み額も含んでおりますが、総計といたしまして4億8,329万円でございます。そして、大体平均700人ぐらいの職員で計算いたしますと、この7年間で平均69万ぐらいの金額を協力していただいたということになります。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 平成15年度から財政健全化計画をしているわけなんですけど、先ほど津野室長の方から答えさせてもらった中に、私がこれから答弁させていただく数字も含まれているわけなんですけど、15年の健全化計画だけで見た数字で申し上げますと、延伸とか1%住居手当の削減とかございまして、1人当たり21万1,000円の平均となっております。そして、今回12万円ということですので、合計いたしますと33万円というようなそういう影響額というふうになっております。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 議員御質問の人事院勧告制度の問題でございますけれども、議員御指摘のように、この人事院勧告制度につきましては、公務員の労働基本権の制約に対する代償措置といった形で、この人事院の勧告制度が制度化されたというところでございます。

そして、このことにつきましては、人事院が給与その他の勤務条件の改善等、人事行政の改善について、社会一般の情勢を勘案しながら、関係機関に勧告するといった制度で、人事院が第三者的

な立場に立って、それぞれ官民給与の正確な比較に基づき給与勧告を行うということになっております。そして、適正な公務員の給与を確保しようというねらいというんですか、趣旨で制度化されているというものでございます。

ですから、基本的には人事院勧告というのはそういう制度のもとに、公務員に対して本年度の給与を勧告されるということ、そしてそれに基づいて我々の給与が一定決定されてくるという、そういった形になっておりますが、今後もそういった形の給与決定というんですか、それがなされていくものと、このように考えております。

以上です。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 私、今、理事者の方から答弁を聞きまして、平成9年から平成11年、平成15年から平成18年のこれを足しますと、大体102万ということですから、今、泉南市の平均賃金はたしか700万前後ですから、1割以上の減額になると。これは大変な金額だと思うんです。

例えば、ローンを抱えた職員さんとか、これから大学や何かに行かせる職員さん、そういう人たちにとって、もう既に100万近くのこういう賃金の削減というのは、何も職員さんじゃなくて、泉南市の景気に与える影響、もちろん購買力も低くなるし、景気そのものも下げていくという、こういう大きな問題を私は持つと思うんです。

それで、私はこの100万以上の、確かに民間も不景だし、あるいは給与は下がっていくと思うんですけど、公務員労働者というのは日本に500万おるんですけど、こういう人たちの購買力というのは、日本の景気の浮揚の1つになっと思うんです。

そういう点で、この100万近くの賃金を下げるということは、今後の日本の景気の大きな問題だし、市の職員の皆さんの生活に大きな問題であると、こういうふうに私は思うんです。

だから、財政再建、再建と言うんですけど、これ以上職員の皆さんに大きな負担を与えるのは大きな問題が、国も人勧で下げてくる、市も赤字再建で職員の給与を下げるというのは、非常に大き

な問題があると思うんですけど、赤字再建計画の責任者である向井市長は、このことをどのように考えられておられるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

もう一つは、赤字再建団体でもない岸和田市とか阪南市、こういう市はいわゆる赤字再建団体ではないですね。いや、赤字がないんですけど、こういう市における職員に対する対応も、いろいろ財政再建計画をやっとることを聞いております。その点についてうちとの差はあるのかなのか、赤字のある市の再建団体の職員の給与のベースと、赤字のないところの給与のベースというのは、どちらも行革をやっとると思うんですけどね。その差はあるのかなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目でございますけれども、確かに公務員労働者は全国的にたくさんおられますから、その収入が減れば景気に影響するというのは当然あるかというふうに思います。

ただ、それは民間もそうございまして、今デフレという傾向としてあらわれてきてるわけございまして、その面ではマイナス効果 景気にはですね、マイナス効果だというふうには思いません。

ただ、やはり官民の賃金格差というものを客観的にとらえた場合、人事院勧告が1つのバロメーターとして評価をされて、そして官民の格差をできるだけないような形での給与なり、あるいは賞与の是正という勧告がなされておりますので、従来から労使とも人事院勧告を尊重しようという立場に立っておりますので、その中で職員組合の皆さんともお話し合いをして、一定理解をしていただいて、そして円満に妥結をさせていただいたというところでございます。

ですから、先ほど言われました労働基本権の問題、これは公務員改革なりILO批准等の関係もございまして、また国の方で議論いただけるものというふうに思っておりますけれども、我々としてはこの人勤を今後とも尊重する形で対応していきたいと考えております。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） それでは、私の方から成田議員の健全化の各市の取り組み状況について御説明いたします。

平成14年度におきまして、それぞれ府下団体におきましては9団体ほどが赤字団体となっております。その団体におきましては、それぞれ私どもと同様の形で健全化の取り組みを行っております。それぞれ実情が違いますので、取り組み内容については若干差がありますが、本市以上に取り組みをしてるところが7団体ほどございます。それと、近隣する赤字団体でない団体につきましても、独自の合理化といたしまして本市程度の取り組み、合理化を行っています。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） ほかに。 真砂議員。

21番（真砂 満君） 職員団体と円満に同意をしているということでございますから、ごく簡単にさせていただきたいと思いますが、まず最初に基本的な部分でございますけれども、先ほどのやりとりの中でも明らかになってますように、この4月から定期昇給なり1%の賃金カットを実施されていると。これは人勤に先駆けて泉南市が独自の削減案として出されてきて、協力を求めてきてるところでありますけれども、まずもって職員に対しての、こういう給与関連の減額に対する理事者側の職員に対する思いなり、協力体制に対する考え方ですね。そこをまず明らかにする、明確にする必要があるんじゃないかなというふうにまず思います。その点についてどうお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

それと、今回の人事院勧告は、月例額1.07%とボーナス、一時金ですね、0.25カ月なんですけれども、このマイナス勧告分は、本来でしたら人勤ですから4月にさかのぼってプラス分は遡及をする。これはプラス面でもマイナス面でも、基本的な考え方からすれば、増減が必ずありますから、これまでの日本経済からしますと、プラス傾向でずっと来てたからということだろうというふうに思います。

一時期、凍結であるとかそういった人勤に対する取り扱い、過去の歴史の中にもあったように

は思いますけれども、ただ今回のこのマイナス分、既に泉南市として実施をしている健全化計画からすれば、はるかにそれを、人勤のそういったマイナス分を上回る職員の協力を得ているということなんですよね。

ちなみに、一時金の0.25カ月と月例額の1.07%を月例額にべったり直しますと、2.6%の引き下げということになるわけですね。ただ、定期昇給と1%の基本給をカットしてますから、計算上はそれをはるかに上回っているということなんで、そこらをきちっと議会も含めて理解をしていく必要があるのではないのかなというふうに思ってます。

それとあわせて、ただ職員のマイナス分は、今、成田議員の方からの指摘もありましたように、もう既に100万円以上を超える協力体制を願っているということでもありますけれども、さきの議会の中でも示されてますように、今後ローリング案という中で、それをまた上回る計画がされているわけで、そのことに対して本当に職員のやる気も含めてどうなのかですね。

確かに財政が厳しくなっている、そのことは御案内のとおりでございますけれども、だからといって何でもかんでも職員の給与の方にいとも簡単にと言えば言葉に語弊があるのかわかりませんが、そちらの方に依拠するということはいかなものかなというふうに思うんですが、そのあたりについての考え方をお示しいただきたいと思えます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず、真砂議員御質問のこの4月から定期昇給につきましては12カ月延伸、それから給与月額につきましては1%の削減という形で、職員の方々には御協力を願ってるところでございます。この措置につきましては、やはり市の財政状況というんですか、その中で1つ財政状況をよくする、それから財政構造を好転化させていくというふうな中で、我々としても提案をさせていただいたという経過がございます。ですから、そういった中で給与減額措置につきましてはお願いしているという理解をしているところでございます。

それから、今度、国の人勤の今回2年連続のマイナス勧告という形になったわけでございます。これにつきましては、人事院が今年度の給与状況、民間の状況を勘案しながら、人勤ですね、1.07%の減額、そして一時金の0.25%の月数の減というのを勧告したというふうに理解しておりますが、こういった民間の給与の状況と、それと現在の我々の給与、これはその健全化をしてない状況との比較でございますから、そういった中でこの勧告がなされたものというふうな、そういった理解をしているというところでございます。

それとあと、今回マイナス人勤が平成15年度になされたことでございますけれども、その後こういった中で財政健全化のローリング案という形で、再度我々としましてはその案の中で給与の削減をお願いするという状況になっております。これにつきましても先ほど申しましたように、財政の中で一般財政を好転させる一環としての措置であるということで、今後関係団体をお願いしていくわけでございますけれども、そういった中で御協力をしていただくということをお願いしたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 真砂議員さんの質問の中で100万以上という数字が出てまいりましたが、先ほど津野室長の方から答えさせていただきました数字は、15年度までで職員1人当たり69万ということですよ。財政健全化の15年度から18年度までの数字で100万以上、今のところすべて実施できたとして、1人当たり影響額が104万ということでございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 私が一番聞きたかったのは、財政がこんなに悪くなっていると、だから一定の職員の協力も仕方ない面が確かにあるということは、それは一定理解をしてるわけですけども、そのことで職員のやる気がそがれる、労働三権が制約をされている中で人事院制度というのがあるわけですけども、はるかにそれを勧告前に市の財政によって協力体制をとる、そしてまた人勤が

出れば、人勤は人勤でまたマイナスを受けると。それで、さらに財政健全化ローリング案では、もう1つ厳しい合理化案が待っているわけなんですよね。

そのことに対して職員のやる気とかそういったものがそがれるのではないのかと。そのことと、それ以前にこれまでの職員の協力体制についてどういった一定の評価をされておるのか。そのことをまず冒頭にお聞かせをいただいたわけなんですけれども、そういった基本的な部分が欠落をしたことの答弁だったので、再度きちっとお答えをいただきたいというふうに思います。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 議員御指摘のように、今までは端的に言えばその財政状況の中で、財政が悪化してきたという中で、じゃこれをどういうふうに例えば好転していったらいいんか、あるいは財政力をどういうふうに強化していったらいいのかという中で、全体的な合理化というんですか、経常経費とかそういったものについて見直そうという中で、この健全化計画がなされてきたという経緯がございます。

その中で、その一環としまして、これは大きな部分を占めるわけでございますけれども、職員の方々に人件費について減額といったような措置をお願いしてきたというところであります。ですから、こういった財政状況の中にあって、我々としましても市の財政状況を考える中で、1つの考え方として今までこの措置を行ってきたというところでございます。

ですから、今回、先ほど職員の士気がそがれるとか、あるいは協力体制といったところで不安があるというふうに申されましたけれども、そういったところでこれからも市職員とこの財政の健全化というんですか、それについて考えてまいりたい、こういうふうに考えております。

それと、この15年度人勤につきましては、先ほど答弁さしていただきましたように、国の方は4月にさかのぼりの減額調整ということを打ち出してまいりましたけれども、今回につきましてはそういった背景のもとに、我々としましてはこれをこの12月から実施させていただくというこ

ら辺で、その辺についても我々としてはお互いに合意に至ったということもありますので、御理解のほどをお願いしたいと、このように思います。副議長（市道浩高君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 納得できない部分がたくさんあるんですけども、ちょっと前にさかのぼってみれば、職員が給与をカットした、相当額の数億円という金額が削減できた。その費用を本当に市の財政の中にどれだけ反映できたのかということで、一時期問題になったこともありました。不要不急の事業費にその相当額が回ってるやないかというような議論もあったかというふうに思うんです。

そういったことも過去にもありましたし、それ以前に、例えばこの4月のときに延伸1%の協力依頼をしたと。それで合意をして、健全化に向けて努力をします。しかし、1年もたたな間にさらにそのことのローリングをしなければ財政がもたないというふうなことなんですよね。

削られる側とすれば、もっとしっかりしてやと。協力しても、言い方は悪いですよ。言えば何の効果もない、やりがいもない、さらに悪くなると。それで、しまいには市財政そのものの存続が危ぶまれるというような状況が今、訪れてるわけなんですよね。

本当に職員の皆さんに協力を求めなければいけないほど厳しくなってるという現況は理解をいたしますけれども、それならば本当にこれで大丈夫なんだというように職員の皆さんにも、そしてまた市民の皆さん方にも、きちっと理解をいただけるようなことをしていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけでありまして。ただ、今、谷部長の答弁の中にはそういった姿勢というか、そういった姿というのが私には感じとられなかったというのは、非常に残念だというふうに思います。

今回のこの人勤の案件については、冒頭にも言いましたように職員団体との合意ができておりますから、それはそれで結構かというふうに思うんですけれども、やはり今後、ローリングの方はまだ継続中だというふうにお聞きをいたしておりますから、まだまだやっぱり職員の皆さん方について

は減る部分というのが課題として残ってるわけですね。

本当にそのことをやり切って、市の財政が全然大丈夫だ、本当に以前の形のようになるんだということであれば、本当に協力をして、短期の間に財政を立て直して、以前のように健全財政の中で運営をしていくと、こういった姿というのが見えてくるというふうに思うんですが、それだけやってもなかなか見えてこないのがこの現状ではないのかなというふうに思います。

それとあわせて、私はこの人件費比率が非常に高くなっている、これは数字を見れば明らかなんですけども、この要因ですよね。この要因についてどう分析をして、どう対策をしていくのか、ここがやっぱり重要だというふうに思うんです。個人1人のそういった所得のところを手をつける方がいいのか、それともそういったいろんな泉南市独特の要因を解決することによって人件費総体を抑制していく方がいいのか、そのあたりについてもっと財政当局はきちとした方針を出すべきではないのかなというふうに思いますが、そのあたりについてどうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今の御質問の人件費比率が高いということ、その要因についてどうかということなんですけど、これも行革の中でも民間、民営化とかアウトソーシングとかを掲げましてこれまで取り組んできたわけなんですけど、どうしてもおくれがちになっているということで、その辺について今後力を入れていき、人件費の比率を落としていくというような方策がまず必要ではないかと考えております。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） ほかに。 島原議員。

16番（島原正嗣君） 大変愚かな質問で恐縮でございますが、ちょっと四、五點教えていただきたいことがありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず1点は、泉南市の場合、大阪府は33市ですか4市ですか、あるわけですが、その中で給与

の体系の中における位置ですね。いわゆるラスパイ指数とよく呼ばれるんですが、その実態は泉南市の場合はどこに位置するのか、御答弁をいただきたいと思います。

それから、人事院勧告の具体的な、今私どもに提案をされておる期末一時金、それから給与を含めての減額でございますけれども、単に一般的な、市長が御答弁なさった官民の格差是正ということだけでは、今御指摘がありましたように、市民にも私たちにもちょっとわかりにくい面があるわけですが、これらの具体的な内容についてどのような御連絡をいただいているのか、御答弁をいただきたい。

それから、3点目は、もちろん国家公務員と地方公務員は違うわけでありましたが、現在、地方分権といういわゆる三位一体の問題もいろいろ議論がされておるようでありまして、私はこれは国は国のあり方があるでしょうし、地方自治は地方自治としての主権、権限があるはずであります。

したがって、現在、国の方でも地方分権ということが非常に叫ばれて、合併もせよ、こういうことの指示が出てるわけでありまして、そういう意味からして、例えば民間企業でありますと、日産のゴーン社長のところは、見ておられますと、これは生産性の必然があるわけでありまして、黒字の出た場合はちゃんと将来お返しをします。これは、民間経営の場合はそういう方策をとってるわけでありまして、地方公務員の場合は、これは生産過程の工場では違いますけれども、経営という視点では私は一緒ではないか。そこに従業員があり、地方公務員があり、職員がおるわけありますから、今までもらっている給与は、ある意味ではそれぞれの家庭に及ぼす既得権益なんですね。いわゆる生活に直結するわけあります。

どなたか先ほど質問ありましたように、住宅ローンの問題とか、あるいは子供の学費の問題とか、そういう経費がたくさんかかって今までいただいている給与というものがその生活の実態を将来決めていると、こういう視点、観点から申し上げまして、私は人事院勧告制度とはいえ、もっと具体的な1つの時代に沿った、公務員に対する、職員に

対するあり方というものを、地方自治は地方自治としてちゃんと国に物を申すということが必要ではないかと、このように思うわけであります。

もう1つは、4点目は、ILO87号条約でいろいろ書かれておりますし、民間労働組合と国家公務員のいわゆる官公労の位置づけは若干違いますけれども、労働三法からいえば、団結権、ストライキ権、交渉権と、これは地方自治体の場合は団体交渉権という中で、それぞれ理事者と交渉を行ってあるわけでありますが、そういうことからしてストライキは、消防とか警察とかそういうようなものは公務員はできませんけれども、自分たちの生活に直結する、いわゆる労働条件の向上については当然主張する権利があると、世界的にもILO的にも、あるいは日本の法律の中にもそう書かれておるわけでありますが、そういう場合、理事者側としてどのような説得をしているのか、ただ単に官民格差ということだけでやることはいかがなものだろうかというふうに思うわけでありますが、そこらあたりの大義名分を明らかにしてほしいわけであります。

それから、もう1つは、定期昇給の問題であります。これは確かに人事院勧告には関連がないわけでありますが、本市の場合の定期昇給は大体これからもずっと継続していくでしょうけれども、これらの保障がちゃんとできるのかどうかですね、御答弁をいただきたいと思えます。

それと、もう1つは、管理職の場合、これは今回の一時金、給与の引き下げで影響があることはあるんですが、えらい大変失礼な話ですが、いわゆる特別職、三役ですね。一般職については退職金にも若干影響があると思うんですが、いわゆる三役と呼ばれておる方々の退職金については、これは現状維持というような形になってると思うんですが、これらの価値判断、状況判断をどのようになされておるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、本来、特別職と一般職の説明が中谷助役から提起されたわけでありますが、既にもらい過ぎの分は後でカットしますよと、平たく言えばそういうことなんですけれども、これはこういうことも1つの流れとしては、ちょっと矛盾してるのではないかなと。1回これだけやりますよとい

うことで先にもらって、いやいやこれは払い過ぎでしたと、国の方からの勧告があったんでこうしますよと。それも1つの方法論でしょうけれども、そこらあたりはきちっとやってもらわないと、それは今申しあげましたような、それぞれの家庭においてもいろんな財政的な事情があるわけでありますから、これをきちっとやっぱりもう少し事前に調整をしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上、御答弁いただきたい。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） 私の方から、ラスパイレスの関係について御説明いたします。

まず、ことしの分はまだ公表されておりませんが、聞いてるところであります。本市のラスパイレス指数につきましては102.1、府下でいきますと上位から7番目ぐらいになっております。本市は、12カ月延伸を15年4月から行っております。その延伸効果が出てきますのが次の年度、16年度になりますので、さらにラスパイレス指数は下がると考えております。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 島原議員御質問のことしの平成15年度の人事院勧告で官民の格差の是正、具体的な内容というのはどのようなものであったかという御質問だったと思えます。

これにつきましては、これはことしの人事院勧告の中で具体的に述べられているところでございますけれども、まず大きな給与の月例給、これにつきましては公務員が、これは給与の額ですけれども約4,054円、そして率にして1.07%上回っているということが言われております。

それと、あと今回扶養手当が500円減額ということになっておりますけれども、これにつきましても民間の支給額については、勧告では1万3,414円、これが民間支給額、そして公務員の現行は、これは配偶者の方については1万4,000円というようなことがありまして、今回これについて500円減額をされたという内容。

それと、あと大きな、今回の期末勤勉手当につ

いても、この比較につきましては、民間給与の1年前の実績に基づいて期末勤勉手当の比較がなされるということもありまして、昨年の5月からことしの4月までの民間事業所で支払われたボーナスについては4.38カ月と、これは平均ですけれども、なっているという状況があると。

そして、職員については現在4.65カ月ということになっておりますので、平均0.25カ月の引き下げが勧告されたというようなところ辺、この辺が平成15年度の人事院が行われた官民給与比較の主なものであったのではないかと、このように理解しております。

それと、あと三位一体議論ということをおっしゃられまして、地方の方は経営感覚も一層持たなければならぬのではないかとといった、そういった時代になって、国に物申すというような姿勢も必要ではないかということでございます。

これにつきましては、給与につきましては人事院勧告という形で具体的に示されてくるわけでございますけれども、その後当然、補助金の制度でありますとか、そういった個々の行政に関する問題については、やはり我々としまして、もし地方に問題があり課題があれば、それを国に物を申ししていくという姿勢がやっぱり必要ではないかと、このように思います。

それと、あと労働三権の問題でございますけれども、これは人事院の基本的な考え方の中で、公務員についてはこの三権については制約がなされているということもあり、その代償措置としてこの人事院勧告があるというふうに我々としては理解しているところでございます。

それと、定期昇給については、平成15年の4月から12カ月延伸という形をお願いしているわけでございますけれども、これにつきましては今後1年を過ぎましたら、これは当然また定期昇給というのが始まるわけでございますので、それは確保してまいりたいと、このように考えております。

それと、あと特別職の退職金のあり方ということで御質問がございました。この分につきましては、この退職金につきましては、特別職等の職員の退職手当に関する条例というところで制定され

ておりまして、これは平成11年の7月に制定、施行されたものでございます。この時点では、大阪府下の各市が制定している中で一番遅く条例化したということ、そしてまた当時、支給率についても一番低い率で定められたということもありまして、現段階では我々としましては、改定については考えていないということで御理解のほどをお願いしたいと思います。

それと、一時金のあり方でございますが、この分につきましては、今回1年間で一時金の支給率、支給月数というんですか、それが4.65カ月から4.40カ月に、これも先ほど申しましたように一時金の民間の状況等を把握されまして、年間の率に変更になったということでございます。

ですから、この率については1年間で一時金が支払われる率、月数が決まったということございまして、平成15年の場合でございますら、まず6月に既に支給されておりますので、それとあと残りを差し引いた分について、平成12月の一時金でこれが相殺される、精算されるということで我々としては理解しているところでございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 一応お答えはいただいたんですが、いずれにしても働く者からすれば労働条件、特に賃金、生活費を切り下げられるということは、これは一人一人の職員にとっては大変なことだと思うんですね。これは労働の対価なんですよ、はっきり言ったら。

好・不況の関係もありますよ。あるけれども、地方公務員なり国家公務員というのは法的な縛りがありますから、民間が例えば賃上げ10%あっても、3%、2%という減額をされていると。民間でも今回、不況、不況と言っても、製造業等はボーナスもかなり上がっている、こういう試算が既に出てるわけですね。

ですから、私は、民間企業の経営と地方自治体の経営は違いますけれども、もっとやっぱり地方分権ということからすれば、何も職員を優遇せよということではありませんけれども、せめて現在もらってる給与の維持確保ということは、やっぱ

り地方自治体の長としても、全体管理者としても、責任を持ってきちっと生活のできるような形にすべきではないですか。私はそう思いますよ。

そこで、お尋ねしたいのは、この人事院勧告に逆ろうた場合は、それはだめですよといった場合は、何か具体的な罰則があるんですか。あかんものはあかんじゃあないですよということなのか、あるいはこれを議会なり、あるいは職員に適用しない場合は、法律上の制裁規定があるのかどうか。

しかも、うちの条例の中の給与規定には、一応、給与試算表という事例がちゃんとなされていると。その具体的な給与事例の中のいわゆる1号級から何号級か、ちょっと記憶はありませんけれどもありますが、その中に何一つ経済状況の変化によっては給与ベースを下げますよというのは、条例の中にはいっこともありませんよ。僕はそれを言うてるんです。

今日の泉南市だけではなく、地方自治体の財政は、皆さんがおっしゃってるように非常に厳しい状況にある。泉南市でも全体の市税は110億程度でしょう。105億かな。一般の市民税というのは55億で、そのほとんどがいわゆる人件費に60億程度のものがいつてる。それではほかの膨大な公共事業ができるはずがない。

これははっきりしてるんですが、いずれにしても私はやっぱりこのように毎年毎年、あるいは2年に1回、3年に1回、こういうことをやられると、これは地方自治体としてのなすべき責任と主体性がないのではないかと、僕はそう考えるんですよ。

したがって、民間経営なら先ほど申し上げましたように、黒字になったらちゃんとその分はお返しをしますよと。地方自治体は、今いろいろ財政課の方で土・日も含めて財政健全化のために御苦労なさってるんですが、じゃ泉南市の場合はいつになったら黒字化になるのか、本当に行政が言われるように平成18年、17年度には黒字に転換できるのかどうか、その転換したときには今カットされた、今提案されてる部分の賃上げなりベースアップなりということも考えなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますよ。

だから、そういう将来の見通しなり展望がない

のに、このようなカット、カットばかりして

議員の場合は別ですよ。議員も多ければいいんやろうけれども、私はそういうことを言うてるんじゃないし、特に一般職の皆さんは、本当に毎日毎日いろいろな問題がありますけれども、業務をちゃんとこなしている。そういう視点からすれば、私は本市の持つ合併問題もありますけれども、平成17年、18年、必ず黒字化になった場合は、これはもう皆さんの労働条件については、きちっともとに戻してもらいますということくらいは、職員組合の方にも言うべきではないかなと思うんですが、そこらあたりの関係はどないなるか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、えらいしつこいようですが、三役の退職金等の適用の問題ですが、確かに府下最下位ということで調整をなさったと思う、平成11年に。これは私も記憶しておりますけれども、私の聞いてるのは、今、市の一般職員を含めて給与が減額され、本給が減額されるということは、退職金にも影響するということでしょう、ボーナスにも影響するということですから。

私は、えらい失礼な話やけども、そういうことだけで世の中が通りますか。市民に何しているか説得できますか。助役さん、収入役さん、教育長さんも含めてですけども、ちょっと市民に説明がつかんじゃないですか。一回答えてください。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別職の退職金の件でございますので、私の方からお答えいたします。

先ほど谷部長が答弁しましたように、本市が制定したのが平成11年と。それまでは比較的、加給金とか不透明な部分があったということでございまして、これをやはりきちっと整理をしないとイケないということで11年7月に施行したものでございます。

当時、率を定める場合、やはりその当時の事情あるいは本市の事情を含めまして、できるだけ低く抑えなきゃいけないということで、当時として一番低い率で定めたということでございます。

したがって、現状におきましても一番高いところからしますと約半分と、こういうような状況でございますから、これについては現状で維持をす

ることが妥当ではないかというふうに考えております。

一方、給与については、私が就任しましてからほとんどずっと10%あるいは今15%カットということでございまして、そういう形で推移をいたしております、これは当然、健全化なり、あるいは行革の中の一環として、みずからそういう形で私を含め助役、収入役、教育長、そういう形で対応しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 議員御質問の最初の人事院勧告がなされてそれに逆らったらというんですか、要するに人事院勧告と違った形で措置した場合にはどういった形になるかということでございます。

これは、具体的に額というのは我々としても積算しにくいところもございまして、もしそういうことがあった場合には、我々としても聞いてるのは、特別交付税の方である程度ペナルティーというんですか、そういった形で減額をされるのではないかとこのように聞いております。

それと、あと財政健全化で一定今現在、職員の皆さんに御協力願っているそういった減額措置については、いつ是正されるのかという御質問でございました。これにつきましては、今回この財政ローリング案で再度お願いしているところでございますけれども、現在のローリング案では、平成18年度まで一応今の給料のそういった減額というんですか、の措置はお願いしたいということで、我々としてはこれから関係団体の方で協議を行ってまいりたいと、このように考えております。

副議長（市道浩高君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） いろいろ御答弁がございましたけれども、私はこの一般職の給与の減額ですね、このことについて答弁がなかったんですが、1つはこの人事院勧告を遵守できない場合、守れない場合は国からどのような罰則があるのか、御答弁ないんですが、これも一体どうなるか、わかっている範囲で結構ですから、例えば地方交付税を下げるとか、そういう罰則規定があるのかどうか。

私はこの人件費のことについては、そういう交付税に絡みつけること自体が民主主義という原則からいっても大変違法な あるとするならばですよ、やり方ではないかというふうに思うんですよ。何のために21世紀が地方の時代だ、地方自治体は責任を持って、三位一体、地方自治は地方自治独自の特色の色を出しなさいということからすれば、まず守ってあげなければならないのは、働いている者の立場をきちっと守ることですよ。

昔は経営者でありますと、労働組合との関係の中でストライキをやられて、何十日もストを打たれて、そういう状況にもあったけれども、今はもう違いますよ。組合も経営者も1つの一体のものとして、どうその企業を守っていくかということが大事でしょう。

そういうことからすれば、私はもっと行政の方も一般職に対する責任を持つべきだと。食べるために働いてるんですよ、生活をするために、公務員であれ一般の労働者であれ。そうでしょう。そういうやっぱり労働の対価という基本原則があるわけですから、私はそら国の言っている、大阪府の言ってることも大事でしょうけれども、もっと主体性を持って地方分権という1つの時代に、泉南市の給与体系はこうだという新しいあり方を協議すべきではないですか。私はそう思いますよ。

それと、もう1つ、この33市の中にあるんですが、もう既にこの人事院勧告を議会で決議されているところが何市あるんですか。うちで何番目なんですか。そのことについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、もう1つは、何回も言って恐縮ですけども、三役の退職金というのは、特に市長の問題は、これは従来は功労金的な要素も含まれて、たしか平島市長の場合は2,000万程度あったんですが、これを下げえということで、今、全体を合算すると1期に大体千五、六百万円になっとるのではないかなというふうに思うんですが、その中身についても御答弁をいただきたい。

以上、答えてください。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） お答えいたします。

ことしの人勤につきましては、既に1市が議会上程しております。それと、大半の市町村が本日議会上程しております。3団体ほどが12月の1日に上程する予定でございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 人事院勧告に基づく給与の措置、例えばそれをしなかった場合にはどういったことになるかという御質問でございました。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、特別交付税の方でこの分についてそれに見合う分というんですか、額については我々としてもまだわかりませんが、その特別交付税の方で減額措置がなされるというふうに伺っております。

以上です。

副議長（市道浩高君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） もう簡単に意見だけ。

今、総務部長が御答弁いただいたんですが、そういう人勤との関係で、いわゆる特別交付金とかいう規定があるんやったら、ちゃんと資料を出してくださいよ。

それと、もう1点、間違いなく 間違いなくですよ。平成18年に泉南市の場合は黒字転換をすると、こういうことで断定できますか。そういう理解でよろしいか。この問題は、これは本会議場ですから議事録にも残るし、後世の議員さんが議場でもいろいろ議論が必ず出てくると思うんですが、もっと正確なことを言ってもらわないと、これは予測と現実とは違う場合もありますけれども、そういうことで市の人勤というものについて簡単に認識するわけにはいきません。

これはおそらく来年も再来年も人勤がこのようにせえということで減額せえと、減額修正、下方修正をせよということの勧告があるかもわからへん。ただ、泉南市の場合は、私は再三申し上げておりますように、独自性、主体性を持って、賃金給与については独自の試案を出しても、私は決して法律に違反するものではない。むしろそれは市民であれ職員であれ、歓迎する方向にあるのではないか。もっともっと労働の対価としてはふさわしいものをやっぱり適正に払っているということ

が私は望ましいのではないかなと思うんです。

ぜひひとつ、平成18年度というのは、本市の場合は必ず黒字に転換しますと 言った方はそれまでおるかどうかわかりませんが、ちゃんと行政としての御答弁をいただければと思います。

以上です。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 特別交付税の資料につきましては、特別交付税ですので特別な事情ということになっておりますので、その他、資料があるかどうか一巡探して、もしあればまた提出したいと、このように思います。

それと、先ほど18年度までという答弁をさしていただきました。これにつきましては、今回財政健全化計画のローリング案を示させていただきました。その中で、18年度で要するに赤字を解消したいという計画になっておりまして、その中に人件費をこういうふうに改定してというんですか、見直しを行っていきたいというところもありましたので、18年度までの一応臨時的な措置もありますので、その辺で18年度と言わしていただいたというところであります。

副議長（市道浩高君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 市長の方からも、こういう問題は市の職員さんと円満にというお話がありましたけども、そういう姿勢が大事だと思います。しかし、そうは言うても、うちの成田議員も指摘しましたけども、財政難が何で起こったかとか、それからその責任はどこにあるのかというようなことは徹底的に議論をすると。どうやって対策をとっていくかということも徹底的に議論すると。

ただ、そこで意見が違ったからというて、この問題に目を向けないと、背を向けないという態度はよくないと。そこで円満ということが出てくるんだと思いますけども、そういう意味でやっぱり情報公開、それから徹底審議というのは大事だと思うんですけども、市の職員さんに対してはいろんなお話があった経過をお聞きしましたけども、議会や議員に対して今度の議案の3つ目ですか、どういう説明がされたのか、その経過、それから議員などの反応などもわかれば、ほかの方の反応

もわかれば教えていただきたい。

それから、18年度までには黒字になるということだったと思うんですけども、その後これが職員の給与がきっちり きっちりというか、減った分戻ってくるのかというのが主要な議論だと思うんですけども、18年度、例えば黒字になった後でも、9月議会でも明らかになったように、禁止手と言われるような基金の取り崩しがありましたよね。

ああいう部分にお金を回されると、結局、市民負担や職員いじめのこういう姿勢が続くんじゃないかというふうに思うんですけども、その点はどういうふうにお考えなのか、できればこれは財政問題にかかわることなので、きょうは担当の助役は来られてないのかな。その点、きっちりした答弁ね。

今さっき島原議員の方から、そのときには担当者はいないかもしれないという話がありましたけども、この方は大阪に帰られるんで、一番当てにできないかもしれませんがね。ちょっと責任者がきょう出てないというのはなぜかなと思うので、その点もお答えください。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 神田助役につきましては、あらかじめちょっと御了解をお願いしたかというふうに思いますが、以前から国への陳情がございまして、南ルートの陳情ということで、これは5市8町、大阪府、和歌山県が一緒になって陳情するというので、私会長でございまして、本来私が先頭を切っていかなきゃいけないということでもございましたけれども、臨時会ということになりましたので、私は当然残って、代理として神田助役に行かせたということでございます。答弁の方は現在出席している者で十分対応をできるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず、一番最初の今回の人事院勧告で、この内容について議会の議員の方々にどういった形でお示したかということでございます。

この御質問でございますけれども、今回の人勸

に伴う措置としまして一番大きいのが、そのうちの1つとして期末手当の0.25カ月の引き下げというのがございました。この分につきましては、期末手当の12月支給分については12月1日の基準日ということもございまして、今回この臨時議会を開いていただいたというのが大きなところでございます。

そして、その後この給与改定の内容につきましては、先日、市と国の比較表でありますとか、そういった中でこの内容についてお示しさせていただいたところでございます。そして、特に一時金の改定の分につきましては、一般職員に準じた形でこの減あるいは増のときには議案を提案をさせていただいているというところでございます。

それと、あと18年度の黒字化のところでございますけれども、これは先ほども私申し上げましたように、今回ローリング案が提案されまして、18年度までの計画ということで黒字化という計画になっております。その中で、人件費も1つの案件ということになっておりまして、これを今後我々としてもまた協議をしていきたいと、こういうことで行ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回、健全化計画ということで15年度から18年度までの計画の中で、基金の繰りかえ運用ということで15年度で2億円、16年度で7億円、合計9億円ですね。これは16年度の実質収支の黒字化ということで、18年度につきましては経常収支比率の5%下げで93.2というのが一応目標になってるわけなんです。16年度の黒字化ということで基金の繰りかえ運用をさしてもらってます。

これについては、一時的な借り入れということですので返すということは当然のことですんで、財政当局としましては平成20年度から返していく計画を立てております。健全化計画を今立てておりますが、順調に進みますと、財源の確保も可能になるのではないかと考えております。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 大森議員。

4番(大森和夫君) 泉南市の財政状況とか、それからこういう議案の中身、ただ人勤というだけでなく、職員さんでいえば以前から財政健全化計画で給与も下げられているという中での話ですから、何で神田さんが、責任者がいないのかというのは不思議でたまらないですわ。逆にこの計画で神田さんというのは、それほどいなくてもよかったのかなというふうな気がしますよ。

南ルートにしても、会長は向井市長、きょうの議会の招集も理事者の方から、市長の方からということで、市長が采配すれば日程が重ならず神田さんも来れたんじゃないかというふうに思うんですけども、何でそういうことができないのか。私は、神田さんには来ていただいて財政健全化計画との兼ね合いを説明していただくべきやと。それは別に部長さんとか市長の答弁で不十分だとか、中谷助役の答弁は不十分だとかいうことじゃないですよ。やっぱり責任者がきっちり来て説明してもらおうというのが、今の健全化計画がうまいこといってない状況とか、いろんなことを考えれば当然だと思うんですけども、その点どうなのか、またお聞かせ願いたいと思います。

それから、谷部長に私質問したのは、議員にどのような説明をされたのか。これは今言ってるように、市民にも説明すると、そういうことが大事だと思います。市長も選挙のときにおっしゃってたけども、いろんな負担も市民の方にきっちり伝えていくんやというお話があって、説明責任を果たしていくということが市長の公約でもありました。そやから、せめてこの議員の給料の問題でも、ちゃんと議員に説明したんですかと聞いてるんです。中身を説明してくれと言うてるんじゃないですよ。議会までにきっちり説明したんですかと。そのことをお答えください。

それから、基金の返金、返却は平成20年からということですけども、そしたら平成20年まで基金に返すようなお金ができないということですかね。それとも、そうじゃないということで平成20年からという計画、基金の返金になっているのか、それもちよっとお答えください。

副議長(市道浩高君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 南ルートにつきましては、

大阪と和歌山、今5市8町で構成しておりまして、相当前から毎年秋の予算要望という形でっております。これは5市8町で13の自治体との調整ということでございますので、やっぱりお互いにいろいろ日程の調整というのがありまして、きょうという形に一応して、もう既に相当前に発送いたしておりました。

一方、臨時会につきましては、このボーナスにかかわる分は12月1日が基準日ということになっている関係もありまして、やはりこの11月中に議決をいただきたいというのがございまして、あす、あさつと、もう土、日になってしまいますんで、これもこの日しかなかったということでございまして、もう少し余裕があれば調整できたのかなというふうに思いますけれども、そういう結果的に一致してしまったということで、神田助役については空港担当助役でもございますので、当然、私がここへ残ってきっちり御答弁をするというのは当然でございまして、代理として行かしたということでございます。

副議長(市道浩高君) 谷総務部長。

総務部長(谷 純一君) 今回の議案に関しての議会筋に対する説明ということでございました。

これにつきましては、今回の人勤につきまして職員組合と合意に至ったのが11月の20日ということもございまして、その後、議案の発送の関係もございまして、すぐにその明くる日に実は議長と議運の正副委員長に我々としましては今回の内容を説明させていただきました。

そして、その時点でこの詳しい資料につきまして作成して、議会筋に配付するよという指示もございまして、今回全員の議員の皆さんに国とそれから泉南市の今回の議案提案に関する内容について資料としてお配りしたということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと、このように思います。

副議長(市道浩高君) 大前財務部長。

財務部長(大前輝俊君) 御質問の平成20年度からの基金の返済を予定してるということでございますが、今回健全化計画では6年度の黒字化、そして18年度の経常収支の93.2というのが目標でございまして、ただ収支計画をお示しして

もらった中で、健全化計画を進めた場合でも、実質収支は16年度では800万円、17年度で1,100万、18年度で6,200万というようなそれぞれ黒字の額にしてもわずかの黒字化しかできないという状況です。

したがって、今回の健全化計画、このまま進んだ場合であっても最終でも6,200万の18年度の黒字ということですので、19年度について返せるのかどうかはちょっと難しいということで、我々としては20年度から返したいということで予定させていただいてるところでございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 議員の説明というのはほとんどなかったなと思いますわ。市長、いつも議会の前に代表者を呼んで説明していただいたりしてますよね。そういうことを考えますと、やっぱりきっちり議員にも説明する、それから情報公開を進めていく、説明責任を果たすということは、やっぱり大事なことだと思いますわ。

特に今回こうやって神田さんも来ないんですしたら、そういうことも含めてぜひお話ししていただきたかったなというふうに思いますので、その点またお答え願いたいのと、結局18年に黒字になったとしてもなるかどうかというのは本当にわからないですわね。なったとしてもわずかな黒字で、これはどうですか、職員さんの給料に回す部分ができるかと考えておられるのか、そういうことを見込んでの黒字なのか、その点最後にお答えください。

副議長（市道浩高君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 大森さんの1点目でございますが、今回人勤の関係で労働側との話し合いが遅くなったということの関係で、日程的になかなか時間がとれにくかったという経緯がございます。従来から事前に説明なりさせていただいてるわけでございますので、その辺はこれから十分注意した中で、できるだけ早く議員の皆さん方にお諮りいただけるような形を、今後ともその調整については努力をさせていただきたいということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 平成18年度で黒字というのが6,200万ということで、職員の給与に回せる部分についてはどうするのかという御質問でございますが、18年度で黒字にしてもわずかな額ということでございますので、18年度までにつきましては、今までの健全化をこのまま進めていくということですので、回せる部分は健全化の中でしかできないというふうになっております。以上です。

副議長（市道浩高君） ほかに。 松本議員。

11番（松本雪美君） もういろいろな御意見が出尽くしてますので、簡単にしたいと思います。

先ほどからちょっと大森議員の方から、神田助役がきょうは南ルートの方で陳情していると、そういうふうなことでこの席にいないのはなぜかということで、そういうことが市長の口からも発表されたんで、私は議運の委員長として、今回この大事な議長を決める議会の役選、これが議長を決めることが先議であるにもかかわらず、議運では理事者の方からこの職員の期末手当、給与にかかわる議案を先議してほしいという申し入れがあって、議運のメンバーの皆さんに、委員の皆さんにお諮りをさせていただいて先議をするということが決まりました。

そういう中で今回大事な議案ということで、そこまで議会にも深々とお願いされた状況の中で、神田助役が陳情されてこの席に欠席するということが一言も表明されなかったんですよ。それで25日、議会運営委員会後の話ですけども26日でしたかね、申し入れがあって、議長から私と呼ばれて行ったら、こういうことだからぜひ御了解してほしいと、そういうふうの中谷助役さんらから言われたわけですけどね。神田助役とに言われたわけですけど、私はほんとにそういう経過、ほんとに安易な対応やなと。

なぜそこまで大切な議案、先議をお願いに来られたんであれば、その場できちっと事情を説明して、この臨時議会に出席できない旨も当然伝えるべきだと思っているのに、それを伝えなかったことに対して、やっぱり議長も私もそのことを聞いて、一体どういうことなのかという、ちょっとそ

の対応の仕方ですね。少しその部分では不満に思ったので、苦言を述べさせていただきました。そのことは一言この場で表明をしておきたいと思います。もし何かありましたらお答えください。

それから、質問ですけれども、先ほど今回の人勧の泉南市での実施について職員の方1人当たりの影響額というのが12万2,054円ですね。そういう資料もいただきましたけれど、特別職、それから議員、再任用の方、その方たちの我々も含めてですが、影響額ですね。1人当たり影響する部分について、それは数字としては出てなかったの、この機会ですから聞かしていただきたいと思います。

それから、先ほどそちらの方からのお答えでありましたけれども、4億8,329万円、700人の職員の方、15年までで69万と、こういうふうにおっしゃいましたが、あとそしたら財政健全化計画の中で新たに出たローリング案の中でも、この職員の給与に関する部分で影響される額、あと幾らかおっしゃってましたですね。それにプラスされる部分があるということで104万になるんだとおっしゃってましたが、その部分について16年、17年、18年ですね。その総額で影響される額ですね。それを示していただきたいと思います。

それからあと、先ほどから人勧にかかわって減額される分にかかわって、職員の方たちも退職金ですね、それも影響されるということでしたから、これも参考のために聞かしていただきたいんですけども、例えば57歳で50万の報酬になってる方、そういう方たちが早期退職された場合、今度の人勧と市の方での削減の中でその人に影響出てくる額ですね、それは一体どれぐらいになるのか。早期の場合は加算される部分もあるでしょうから、その部分も含めて聞かしていただきたいなと思います。お願いします。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） それでは、2点ほどありましたので、お答えいたします。

まず、職員別の減額部分ですけど、市長につきまして25万5,000円程度です。助役につつま

しては21万9,000円、収入役、教育長につきましては20万6,000円、議員につきましては15万となっております。それと、嘱託については、平均的には4万程度です。再任用につきましては、該当者が2名でございますが、この方につきましては約7万9,000円程度でございます。

それと、あと減額に伴う退職金の関係でございますが、まず議員が具体例を申してますので、その関係についてお答えいたします。

まず、早期前退職につきましては、当然定年を起点といたしまして10年間につきまして、1年につきまして2%の割り増しがございます。57歳であれば、その部分について4%程度の割り増しが出てきます。

それと、早期前は若年、年齢の若い方については率がよくなっておりますので、1年ずらせればその率が下がってきます。それと、今回の人勧、また前年度の人勧におけます削減額、率が約2.1%と、本年度の人勧が1.1%でございます。平均的に1万5,000円ほど減額されております。それを率に直しますと、前年度退職とことして退職した場合につきましては、約160万程度の金額が減額となります。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 平成9年度から行財政改革、そして15年度から健全化計画とそれぞれ実施したり、今後また取り組んでいくわけなんですけど、健全化計画での15年度から18年度までの影響額は約104万円となっております。各年、15年度では21万1,000円 これは人件費関係ですべて実施できたと仮定した場合なんですけど、15年度で21万1,000円、16年度で27万2,000円、17年度で27万8,000円、18年度で28万5,000円となりまして、約104万円となっております。

平成9年度からの行革の効果額といいますか影響額と、それから18年度までに実施した総額でございますが、1人当たり約150万円となっております。

以上でございます。

〔松本雪美君「全体額で教えてほしいんです」

と呼ぶ]

財務部長（大前輝俊君） 健全化計画の中でございますが、15年度から18年度まですべて実施できた場合は、これは特別職の減額分についても含まれておりますが、7億5,000万円となっております。それと3億7,000万円、人件費関係で約11億というような額が出ます。

以上です。

副議長（市道浩高君） 松本議員。

11番（松本雪美君） ほんとに市の財政というのが大変な状況に追い込まれているということは、14年度の決算委員会に委員として参加させていただいた中で、ほんとに大変な中身だなということもよくわかりました。平成10年に赤字が6,700万余りだったと思うんですが、14年度には7億8,500万円でしょう。もう11倍以上ですよ。それで、あと基金の取り崩しも9億ほどありましたから、ほんとにそういうのも含めると大変な額である。それぐらい財政不足になっているという現状が明らかになって、そして今この人勤の勧告が出てそれを実施すると、職員の皆さんにとっては、ほんとに大変な、生活を守らねばならない生活給であるにもかかわらず、それを大きく減額をせねばならない。ずっとトータルしますと、18年度までで150万ぐらいになるかなというお話が今ありましたよね。

そういう中で、私はもう1つ、島原議員の方からも御質問ありましたので、関連で一言述べておきたいと思うんですけれども、例えば高石の市長さんですよね。この市長さんは給与を半額にして、それから退職金は拒否をすると、もう要らないんだというふうに結論を出されて、一般的にも表明されましたんで、ほんとにこれは当然、泉南市としても特別職の方たちの自主的な意思の中で、やるのであればそういうことになるんでしょうが、そういう方もいらっしゃるという状況の中で、今、泉南市もこういう財源、財政も大変な中で、やっぱり職員の方たちは退職金までも大きく影響して、今おっしゃいましたが、前年度と比べると、57歳で退職する人であるならば160万ほど影響額が出ますよというふうにおっしゃられたわけで、そこまでほんとに大変な中で切り詰めていかなあ

かん実態がここにあるわけでしょう。

だから、私は一言、市長の方からは今までよりも、前回そういうふうに功労金的 加給金ですか。加給金なんかは減らして、そして大阪府下でも一番低い位置にあるんだと、そういうふうに市長の退職金や特別職の退職金のことでは先ほど答弁で述べられたわけですが、そういうことを含めて今のこの実態を思うとき、見るときに、これでいいのかなと、そういうふうに思うんですよね。

これで、やっぱりこういう時期ですから、そこにもうちょっとウエートを重く置いて、市の財源を、財政を守っていく立場で何らかの意思表示を私は期待してたんですが、そうではなかったということでも残念なんです。その辺について一言どうでしょうか、市長にお答えしていただけたらと思います。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど島原議員さんにお答えしたとおりでございます。

〔松本雪美君「結構ですわ。いいですよ」と呼ぶ〕

副議長（市道浩高君） ほかに。 質疑なしと認めます。

以上で本3件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 今日、泉南市の市財政が大変厳しいことは、私ども十分理解いたしております。ただ、その責任はどこにあるかということについては、市長は明言を避けておりますが、そのことは一言申し上げたいと思います。

問題点として1つは、やっぱり財政再建計画で人勤と両方のダブルパンチで職員の皆さんには大変大きな厳しい内容になってるということを1つ指摘したいと思います。

2つ目は、この間の財政再建計画の中で明らかになったように、既に100万円の職員の皆さんの負担があったということでは、これは生活給であると。やはり働いて食っていかなきゃならない、子供を養っていく、そういう給与であるということで、これ以上の減額というのはやはり大変なものであるということを指摘したいと思います。

また、泉南市における最大の職場である市職員の皆さんの購買力を引き下げるといことは、市の景気をも引き下げのではないかと思います。

最後に、基本的人権の問題であります、昭和23年以来2回目の給与の引き下げになるんですけど、やはりストライキ権とか団結権、交渉権、こういうものは民間労働者同様に保障し、やっぱり対等、平等な形で当局とするのが当たり前ではないかと思います。

以上指摘し、賛成したいと思います。

副議長（市道浩高君） ほかに。 以上で3件に対する討論を終結いたします。

これより本3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの議案3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩。

午前11時53分 休憩

午後 5時00分 流会

（会期切れによる自然閉会）

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会副議長 市 道 浩 高

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 井 原 正 太 郎